

インターネット決算公告サービス 申込書

事業所コード	会 員 コード									セクション		
	企 業 コード											

申込種別	1. 新規	2. 継続

※ 太枠内をご記入下さい

※ は弊社記入欄です

成 約 日
2 0 年 月 日

申 込 日

裏面の注意事項およびその他の留意事項について、内容を確認のうで申し込みます。

所在地		〒						
貴社名		(フリガナ)						
お申込み ご担当者 様	ご氏名	(フリガナ)		部署名				
	TEL		メール アドレス					
締日		ご請求は一括で月末締となります		支払月	1. 翌月 2. 翌々月		支払日	日

継続申込みのお客様のみ		掲載内容に変更がない場合は右記にチェックをお願いいたします。内容をそのまま引き継がせていただきます。				☐	
開 示 情 報 の 記 入 欄	所在地	〒					
	貴社名	(フリガナ)					
	代表者 氏名				代表者 役職名		
	T E L			ホームページ U R L			
	P R メ ッ セ ー ジ						
（注1）PRメッセージの文字数上限は、「280文字」または「250文字+URL1点（上記記載のホームページURLとは別）」です。PRメッセージにもURLリンクを設定できますので、ご希望の場合はご記入ください。なお、データ容量や表記によっては内容の一部変更をお願いする場合がありますので、ご了承ください。 （注2）PRメッセージ・画像および決算書の送付は、お申し込み後でも可能です。ご準備が出来ましたらお送りください。							
掲載する決算書に、タイムスタンプの付与を希望(無料)				☐	登録情報のみ掲載(決算公告なし)		☐
掲載決算書	☐ B/Sのみ		☐ B/SとP/L		決算月	月期	

申込金額		☐ 掲載期間1年：30,000円(本体価格)										☐ 掲載期間5年：120,000円(本体価格)										code:6440000	
有効期間		2	0			年			月	から				2	0			年			月	まで	
お支払い 予定日		2 0 年 月 日						振 込 金融機関						銀 行 信用金庫		口座振替（ あり なし ）							
請求タイミング		0. 1. 締め						請求区分		2. 通常 3. 4. 5. 入金済 6.													
担 当 事業所						部課		従業員コード 担当者名						所属長印									



〒107-8680 東京都港区南青山2-5-20
TEL : (03)5775-3000 (大代表)
<https://www.tdb.co.jp/>

【通信欄】お申込み内容に補足事項がございましたらご記入ください

■ 注意事項

- ①掲載にあたっては細心の注意を払っておりますが、第三者による人為的改ざん、または機器等の誤作動による機械的瑕疵、その他不可抗力によって掲載内容に誤りが生じた場合、弊社は一切損害賠償等の責を負いかねますのでご了承ください。
- ②お申込み・掲載にあたっては、下記の広告掲載規約に基づきます。また、掲載を継続し難い重要な事由が生じたと弊社が判断した場合には、掲載を中断することがあります。
- ③掲載代金はすべて前納とし、お支払いいただいた代金については返還いたしません。
- ④有効期間内に消費税率が改定された際には新税率が適用されることになるため、有効期間に応じた消費税の差額分を別途請求させていただく場合があります。

■ WEB上で決算公告を行う際に必要な手続きの流れ

- ①申込書と、貴社の「貸借対照表の全文（個別注記表を含む）」を弊社営業担当にお渡しください。大会社（資本金5億円以上または負債総額200億円以上）の場合は「損益計算書の全文(同じく個別注記表を含む)」も必要です。掲載決算書の種類は、申込書の「掲載決算書」欄にご記入ください。
- ②弊社より「アドレス通知書」をお送りし、貴社の決算公告を掲載するWEBサイトのURLと、決算公告がWEBサイト上で閲覧可能となる日付をお知らせいたします。
- ③定時株主総会または取締役会にて②のWEBサイトのURLにて決算公告を行うことを決議し、取締役会議事録および、弊社よりお送りしたWEBサイトのURLを持参のうえ、管轄の法務局にて登記手続きを行ってください（登記に必要な書類は管轄の法務局によって異なる場合がありますので、事前に法務局へお問い合わせください）。また、変更登記の際には登録免許税が必要です。登録免許税は貴社にてご負担ください。契約終了後はURLが使用できなくなりますので、登記変更の手続きをお願いいたします。
- ④弊社の専用WEBサイトのURLに貴社の貸借対照表（大会社の場合は損益計算書を含む）を掲載します。
- なお、会社法で定められているインターネット上での決算公告の要件を満たすには、一度掲載した貸借対照表を5年間継続して掲載する必要があります。

■ その他の留意事項

<決算公告について>

【決算書】掲載する決算書は、PDFファイルでご用意のうえ、弊社営業担当にお渡しいただくか、以下問い合わせ先のメールアドレスにお送りください。

【タイムスタンプ】ご希望のお客さまには、アマノセキュアジャパン株式会社が提供するタイムスタンプサービスを使用し、掲載する決算書にタイムスタンプを付与します（不可視署名）。決算書類が弊社に届き次第タイムスタンプが刻印され、その時点からの非改ざん証明になります。

<各種書類>

【申込書】申込書の開示情報欄にご記入いただいた内容は、広告掲載基準を満たさない場合を除き、原則としてそのままWEB上に掲載いたしますので十分ご注意ください。

【アドレス通知書】①「アドレス通知書」とは、貴社情報を掲載するWEBサイトのアドレスと、貴社情報がWEBサイト上で閲覧可能となる日付や掲載の有効期間等をお知らせするものです。

②お申込み受付完了後、お届けまでにお時間をいただくことがありますのでご了承ください。

③「アドレス通知書」で通知するWEBサイトのURLは弊社基準により設定します。合併・被合併等が生じた場合、同基準によりURLを変更させていただくことがありますのでご了承ください。

<PRメッセージおよびPR画像について>

①PRメッセージに使用できる文字は、JIS第1・第2水準です。同水準外または機種依存文字などの場合は、同水準内の文字で掲載させていただくことがありますのでご了承ください。

②PR画像は、JPEGまたはPNG形式でお送りください。なお、画面の都合上、サイズを調整させていただくことがあります。

③メッセージや画像の内容は、貴社の製品や企業ロゴ、キャラクターなど自由にPRすることができます。

ただし、以下広告掲載規約に該当する場合や、その他弊社判断で不適当とみなした場合は、変更や修正をお願いすることがあります。

<本サービス全般>

【第三者からの問い合わせについて】WEB上の登録データをご覧になった第三者からの内容についての問い合わせは、貴社にてご回答ください。

【登録データの変更について】貴社の登録データを変更・修正する必要がある場合は、弊社営業担当までご連絡ください。有効期間中は変更・修正を無料で承ります。

なお、情報の正確性について万全を期すため、ご指示いただいた変更内容について電話などで確認させていただくことがありますのでご了承ください。

【個人情報の取り扱いについて】本申込書にご記入いただいた個人情報は、本人確認、料金請求、お問い合わせ対応、各種案内送付、およびその他サービス提供を行う目的のみに使用します。

また、以上の利用目的の実施に必要な範囲内で、業務委託先に預託することがあります。

詳しい個人情報の取り扱いについてはURLをご覧ください。 <https://www.tdb.co.jp/privacy>

■ 広告掲載規約

第1条（目的）

広告掲載規約（以下「本規約」といいます）は、株式会社帝国データバンク（以下「TDB」といいます）が提供する商品に広告掲載（以下「広告掲載サービス」といいます）を希望する者（以下「広告主」といいます）とTDBとの間の権利、義務等を規定することを目的とします。

第2条（広告掲載基準）

以下の広告掲載基準のいずれかに該当する場合は、TDBは広告掲載サービスを行わないことがあります。なお、TDBは広告掲載サービスを行わない個別の理由等について開示しません。

- （１）法令に反するもしくは反するおそれのある表現・内容を含む場合。
- （２）人権侵害、差別、名誉毀損、他を誹謗・中傷する等公序良俗に反する表現・内容を含む場合。
- （３）政治や宗教を背景とした意見広告と看做することができる表現・内容を含む場合。
- （４）虚偽、誇大な表現等で誤認を与えるおそれのある表現・内容を含む場合。
- （５）著しく内容が乏しいもしくは著しく品性を欠く場合。
- （６）編集記事（本文）と連動してTDBが広告主の商品またはサービス等を推奨していると誤認を与えるおそれのある場合。
- （７）広告の申込者と当該広告により利益を受ける者とは異なる場合。
- （８）その他TDBが不適当と判断した場合。

第3条（掲載要領）

広告主は、別途TDBが定める広告要領に従い広告掲載サービスを利用するものとします。

第4条（広告代金）

広告主は、別途TDBが定める料金表に従い、広告掲載サービスに係る代金（以下「広告代金」といいます）をTDBが発行する請求書に基づき支払うものとします。

なお、広告代金はすべて前納とし、中途解約の場合もTDBは広告主に広告代金を返還しないものとします。

第5条（契約の解除と広告掲載の停止）

TDBは、広告主に次の事由があったときは、直ちに契約の全部または一部を解除し広告掲載を停止することができるものとします。なお、この場合においてTDBは広告主に広告代金を一切返還しません。

- （１）支払停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申し立てがあったとき。
- （２）手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- （３）差押え、仮差押えもしくは仮処分があったとき、または競売の申立があったとき。
- （４）本規約または契約に定められた義務を履行しないとき。
- （５）広告主またはその従業員が、反社会的勢力（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員または暴力、威力および詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団若しくは個人をいいます。）またはその関係者であることが判明したとき。
- （６）その他契約を継続し難い重要な事実が生じたと認められたとき。

第6条（免責事項）

TDBは、掲載された広告の表示および内容については、一切の責任を負いません。

第7条（契約上の地位の移転等の禁止）

契約上の地位または契約に基づく権利もしくは義務を第三者に譲渡し、もしくは移転し、または第三者の権利の目的としてはなりません。

第8条（規約の改定）

TDBは、広告主の承諾を得ることなく、本規約を改定することができるものとします。なお、改定以後のTDBと広告主の契約は、改定後の規約に従うものとします。

2012年5月1日 制定

<問い合わせ先>

株式会社帝国データバンク 最寄りの弊社事業所・弊社営業担当

または

インターネット決算公告サービス問い合わせ窓口 e-mail:kessan@mail.tdb.co.jp